

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 平成十三年度クリーニング師試験の実施(六四・生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(六五・商工業振興課)
- 河川区域の変更による廃川敷地等(六六・河川課)
- 道路区域の変更(六七・道路環境課)
- 道路区域の変更及び供用開始(六八・道路環境課)
- 開発行為に関する工事の完了(六九・北秋田建設事務所)
- 建築基準法による道路位置の指定(七〇・平鹿建設事務所)
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七一・湯沢保健所)
- 結核予防法による医療機関の指定(七二・湯沢保健所)

公告

- 県営土地改良事業計画の決定(北秋田総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(北秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業計画の決定(由利総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(由利総合農林事務所)
- 〃 (仙北総合農林事務所)
- 一般競争入札の実施(管財課)
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 五件

告示

秋田県告示第六十四号
 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、次

のとおり平成十三年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)第五条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
平成十四年三月六日(水) 午前十時
- (二) 場所
秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環衛会館

二 試験科目

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者
- (二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 添付書類
 - (1) 受験資格を有する者であることを証する書類(最終学校の卒業証明書又は受験資格を証する書類) 一通
 - (2) 写真(手札形とし、出願前六月以内に正面で撮影したもの) 一枚
 - (3) 履歴書 一通

五 受験願書用紙の交付

- (一) 期間及び時間
秋田県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十四年二月四日(月)から同月十二日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(洋四型)に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課へ申し込むこと。
- (二) 場所

生活環境文化部生活衛生課又は県健康福祉センター

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

県の休日を除き、平成十四年二月六日(水)から同月十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 場所

居住地を管轄する県健康福祉センター(秋田市又は県外に居住する者については、南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番地一秋田県秋田中央健康福祉センター)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

七 受験手数料

(一) 額

一万円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十四年三月十三日(水)に秋田県庁正面広告板及び県健康福祉センター掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

九 試験についての問い合わせ先

生活環境文化部生活衛生課(電話〇一八 八六〇 一五九二)又は県健康福祉センター

秋田県告示第六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフルシティ男鹿

男鹿市船越字内子二百三番地一外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年一月二十二日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年一月二十九日から同年二月二十八日まで

秋田県告示第六十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 河川の名称 一級河川岩瀬川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年十月二十九日

三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
北秋田郡田代町岩瀬字越山百四番から百六番まで及び字中島四十六番から六十三番まで	土 地	二三、一五九・一一平方メートル

関係図面は、建設交通部河川課及び北秋田建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

- 二 供用開始の期日 平成十四年一月二十九日
- 三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年一月二十九日から同年二月十二日まで

秋田県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十月三十日付け指令北建 二千五百四十二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年一月二十九日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 横手市松原町二番三五号 高橋和男	道路の位置の指定箇所 横手市松原町四十三番三、五十二番五	道路の延長 三五・〇〇メートル	道路の幅員 四・〇〇メートル	指定年月日 平成十四年一月一八日
-----------------------------------	---------------------------------	--------------------	-------------------	---------------------

- 秋田市八橋大畑一丁目六番三十六号
- 株式会社 太平部品 代表取締役 黒沼末蔵
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 大館市餅田一丁目百七十三番、百七十四番、百七十五番及び百七十六番

秋田県告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名称 有限会社 至誠 堂薬局	所在地 雄勝郡雄勝町小野字東古戸一番地	辞退年月日 平成十四年一月二十日
----------------------	------------------------	---------------------

秋田県告示第七十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名称 有限会社 至誠 堂薬局	所在地 雄勝郡雄勝町小野字東堺八十七番三	指定年月日 平成十四年一月二十一日
----------------------	-------------------------	----------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 北秋田郡鷹巣町坊沢字炭焼沢口五十九番地一桧庭茂ほか十五人
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（蟹沢地区ほ場整備事業（担い手育成型））計画書の写し
 - (二) 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
 - (三) 縦覧場所 鷹巣町役場
- 二 北秋田郡鷹巣町坊沢字深沢百三十二番地石井文雄ほか十五人
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（坊沢地区ほ場整備事業（担い手育成型））計画書の写し
 - (二) 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
 - (三) 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、田代町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（下館務沢地区基盤整備促進事業）計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
- 三 縦覧場所 田代町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大内町大谷字栗沢八十二番地深井忠ほか十四名

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大谷地区ため池等整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
- (三) 縦覧場所 大内町役場

大内町深沢字神野百七十番地一畠山清一ほか十四名

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大戸屋地区ため池等整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
- (三) 縦覧場所 大内町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の者からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 鳥海町
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（鳥海地区中山間地域総合整備事業）計画書及び条例の写し
 - (二) 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
 - (三) 縦覧場所 鳥海町役場
- 二 東由利町
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（下小屋地区基盤整備促進事業）計画書の写し及び条例の写し
 - (二) 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
 - (三) 縦覧場所 東由利町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、西木村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（西明寺地区中山間地域総合整備事業）計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十四年一月三十日から同年二月二十七日まで
三 縦覧場所 西木村役場

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
除雪機 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十四年二月二十八日(木)
 - (四) 納入場所
秋田県身体障害者更生訓練センター
 - 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
 - (三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。
 - 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十九日(火)から同年二月七日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
 - 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年二月十三日(水)午前十一時から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。
 - 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六号各号に掲げる入札は、無効とする。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。
平成十四年一月二十九日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 三十四台ほか
 - (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
 - (三) 落札者を決定した日
平成十四年一月十五日
 - (四) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックス
秋田市広面字鍋沼三十七番
 - (五) 落札金額
六百五十五万二千円

- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十二月十一日
- (二一) 落札に係る物品の名称及び数量
小形除雪車 二台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年一月十一日
- (三) 落札者の名称及び住所
株式会社東商秋田支店
- (四) 秋田市飯島字穀丁大谷地百七十五番地三
落札金額
千七百五十三万五千円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十二月十四日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
サーバ 六台
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年一月十五日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店
- (五) 秋田市卸町三丁目五番一号
落札金額
四百四万二千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十二月十四日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量

- (二) パーソナルコンピュータ 十七台
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年一月十五日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックス
秋田市広面字鍋沼三十七番
落札金額
四百八十三万円
- (五) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (六) 一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十二月十四日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
凍結防止剤散布車 五台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十四年一月十一日
- (三) 落札者の名称及び住所
北日本ティーシーエム・イワフジ株式会社
秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地六十二
落札金額
六千四百二十二万五千円
- (四) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (五) 一般競争入札の公告を行った日
平成十三年十二月十四日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十九日

一 入札に付する事項

秋田県知事 寺田典城

- (一) 購入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 五十三台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年三月二十五日(月)
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 三 入札書の提出場所等
- (一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十九日(火)から同年二月二十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
- (三) 入札書の受領期限
平成十四年二月二十七日(水)午後一時
- 郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十五條第一項に規定するところによる。
- (四) 開札の日時及び場所
平成十四年二月二十七日(水)午後一時五分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (二) 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、規則第六十條第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年二月二十二日(金)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
- (3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
規則第六十六條各号に掲げる入札は、無効とする。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
その他
- 五 概要
詳細は、入札説明書による。

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 53 units
 - 2 Time-limit of tender : 1:00 P.M. 27 February, 2002
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 電子計算組織 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (一) 納入期限
平成十四年三月二十五日(月)
- (二) 納入場所
秋田県立大館商業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 三 入札書の提出場所等
 - (一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十九日(火)から同年二月二十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
 - (三) 入札書の受領期限
平成十四年二月二十七日(水)午後一時十五分

郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六十五條第一項に規定するところによる。
開札の日時及び場所
平成十四年二月二十七日(水)午後一時二十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

四 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、規則第六十條第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
 - (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年二月二十二日(金)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた

者とする。

(三) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効
規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否 要
その他

(七) 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:15 P.M. 27 February, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
電子計算組織 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年三月二十五日(月)
- (四) 納入場所
秋田県立大館工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十九日(火)から同年二月二十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

(三) 入札書の受領期限

平成十四年二月二十七日(水)午後一時三十分

郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十五条第一項に規定するところによる。

(四) 開札の日時及び場所

平成十四年二月二十七日(水)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、規則第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければ

- ならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年二月二十二日(金)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
- ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
その他
- 五 概要
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 1 set
 - 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 27 February, 2002
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
電子計算組織 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十四年三月二十五日(月)
 - (四) 納入場所
秋田県立金足農業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 三 入札書の提出場所等
- (一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十九日(火)から同年二月二十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
 - (四) 入札書の受領期限
平成十四年二月二十七日(水)午後一時四十五分
- (四) 郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十五條第一項に規定するところによる。
- (四) 開札の日時及び場所
平成十四年二月二十七日(水)午後一時五十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

四

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、規則第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年二月二十二日(金)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要
その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computer 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:45 P.M. 27 February, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
電子計算組織 五式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月二十五日(月)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

「粕毛字上長瀬二七番から一五六番五まで」の誤り。

購読料 一月三千五百円
発行 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)876600
FAX(082)876605
E-mail:matsubara@natsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

